

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

2023 年度

公募要領

【課題名】

「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現する
プラットフォームの構築」

【公募期間】

2023 年 4 月 25 日（火）～2023 年 5 月 24 日（水）（正午）



研究推進法人：国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

2023 年 4 月

本公募は、今後の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に係るガバニングボード（内閣府）の決定に基づき、予算規模等が変更となる場合がありますことを予めご了承ください。

公募概要

◆SIP 課題名

「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」

◆プログラムディレクター

西村 訓弘（三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授・特命副学長）

◆研究開発責任者を公募する研究開発テーマ

本公募は、別紙、SIP 第3期課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築（以下、「本課題」という）」の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画※（令和5年3月16日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）（以下、「戦略及び計画」という）」に基づき、17つの研究開発テーマについて、研究開発責任者を公募・選定します。詳細は、「第2章 2-1.研究開発責任者を公募する個別の研究開発テーマ」をご覧ください。

※SIP「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」社会実装に向けた戦略及び研究開発計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/04_postcovid19.pdf

◆研究開発開始までの主なスケジュール（予定）

公募開始	4月25日（火）
公募説明会（オンライン）	4月25日（火）16時～17時
公募受付締切（e-Radによる受付期限）	5月24日（水）12時（正午）《厳守》
書類審査期間	5月下旬～7月上旬
面接審査期間	7月上旬～8月中旬
採択課題の通知・発表	8月中旬以降
研究開発開始	8月下旬以降

注）記載の日付は全て2023年です。

注）書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

目次

第1章	研究提案公募にあたって	1
1-1.	公募・選考にあたってのプログラムディレクターの考え方	1
1-2.	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について	4
1-2-1.	SIP の概要	4
1-2-2.	SIP の推進体制	5
1-3.	「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」について	10
1-3-1.	実施体制について	10
1-3-2.	知財に関する事項	11
1-3.	応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	14
1-3-1.	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	14
1-3-2.	公正な研究活動を目指して	15
1-3-3.	オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて	16
第2章	公募・選考	18
2-1.	研究開発責任者を公募する研究開発テーマ	18
2-2.	公募・選考スケジュール	20
2-3.	研究開発期間	20
2-4.	研究開発費（見込額）	21
2-5.	応募要件	22
2-5-1.	応募者の要件	22
2-5-2.	研究開発体制の留意事項	22
2-6.	応募方法	23
2-7.	選考方法	24
2-7-1.	選考の流れ	24
2-7-2.	利益相反マネジメントの実施	25
2-7-3.	選考の観点	27
第3章	採択後の研究推進に関して	29
3-1.	研究開発実施計画の作成	29
3-2.	研究契約	29
3-3.	研究開発費	29
3-3-1.	研究開発費（直接経費）	29

3-3-2. 間接経費	30
3-3-3. 複数年度契約と繰越制度について	33
3-4. 評価	33
3-5. 研究開発責任者及び主たる共同研究者の責務等	33
3-5-1. 研究開発責任者の責務等	33
3-5-2. 主たる共同研究者の責務等	35
3-6. 研究機関等の責務等	36
3-7. その他留意事項	38
3-7-1. JREC-IN Portal のご利用について	38
第4章 応募に際しての注意事項	40
4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	40
4-2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	41
4-3. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	44
4-4. 不正使用及び不正受給への対応	45
4-5. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	47
4-6. 関係法令等に違反した場合の措置	47
4-7. 繰越について	47
4-8. 府省共通経費取扱区分表について	48
4-9. 費目間流用について	48
4-10. 年度末までの研究期間の確保について	48
4-11. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	48
4-12. 研究設備・機器の共用促進について	49
4-13. 博士課程学生の処遇の改善について	50
4-14. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	51
4-15. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	52
4-16. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	52
4-17. URA 等のマネジメント人材の確保について	53
4-18. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	53
4-19. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	55
4-20. 社会との対話・協働の推進について	56
4-21. オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	57
4-22. NBDC からのデータ公開について	57

4-23. 競争的研究費改革について	58
4-24. 競争的研究費への登録について	58
4-25. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	59
4-26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について.....	60
4-27. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	64
4-28. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	64
4-29. e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	64
4-30. 研究者情報の researchmap への登録について	64
4-31. JST からの特許出願について	65
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	66
5-1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について.....	66
5-2. e-Rad を利用した応募方法	66
5-3. その他	67
5-4. 具体的な操作方法と注意事項.....	69
第 6 章 よくある問い合わせ事項（Q&A）	81
研究開発責任者応募提案書様式	85

別紙 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」（令和 5 年 3 月 16 日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

第1章 研究提案公募にあたって

1-1. 公募・選考にあたってのプログラムディレクターの考え方

プログラムディレクター：西村 訓弘

三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授・特命副学長

1. 本課題が目指すもの

内閣府は、「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として Society 5.0 を提唱し、これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続き、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society5.0）を目指しています。

SIP 第3期では、Society5.0 の実現に向けてバックキャストにより、重要な課題を設定し、府省連携が不可欠な分野横断的な取組を、社会実装までを見据えて一貫通貫で実施します。私たちが取り組む課題「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」は、SIPの中でも従来とは異なる新たな試みであり、文理問わずあらゆる知を結集した総合知をもって取り組む必要があると考えています。

本課題では、Society 5.0 における将来像を、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現される社会と捉えています。同時に、一人ひとりの持つ多様な力が発揮され、新しい価値が創造されることによって社会が発展し、それが個人の幸せにもつながる社会です。また、Society 5.0 を生きる人材とは、生涯にわたって自らの生き方を主体的に考えて学び続け、伸ばした能力を基に実現する個人の価値観にあわせた多様な働き方を通して、生涯にわたり生き生きと社会参画し続ける人であると考えています。

本課題では、研究開発を通じて、Society5.0 のショーケースを提示することを目指します。

2. 地域イノベーションという考え方

私は、三重大大学と宇都宮大学で地域企業の経営者へのリカレント教育に取り組み、経営者が学びを通して覚醒し、自らの働く場で改革を行い、地域全体が変容していく仕組みを生み出してきました。

経済学者のシュンペーターは、イノベーションとは「創造的破壊と新結合による変革」であり、経済が停滞した時に従来の仕組みを前向きに壊し、新しい技術などと結合させて変革を起こすことだと説明しています。三重大大学や宇都宮大学での経験を通して、疲弊したと思われてきた地方社会でも、時代の変化に適応した創造的破壊を伴う新結合を生み出すことで新たな価値を創造できると、また、その連鎖を促すことで爆発的に変化する企業、事業が創出されることを確認しました。人々の意識が変わり、それぞれが新たな可能性を見出し、自らの場で実行する、このことを地域の中で連鎖させることで、地方から「新たな日本の姿（Society 5.0 が実現した社会）」を創造することができると確信しています。

3. 本課題を成功に導くために

本課題の目指すところは、Society 5.0 を地方の末端から実現していき、最終的には、日本全体を Society 5.0 の目指すべき未来社会に導くことです。そのためには、人々に Society 5.0 が実現した社会を実感させ、背景が異なる全ての人々を「新たな学び」によって「Society5.0 を生きる人材」へと導いていくことが有効であると考えています。

今後 Society 5.0 へと社会全体が移行する過程では、これまでの知識、技術、手法などが通用しないことが予想されるため、その初期段階では、現在社会で働いている人々をまず「新しい社会に適応する人材」へと変容させることが鍵となります。即ち、最初に変容（覚醒）した人々が自らの場（働く場）で新しい社会に適した変革を行い、その行動に触発された人々が学び、覚醒し、自らの行動と活動する場を変革するといった変革の連鎖を生むことが重要です。このような社会を構成する場の変革の連鎖が生じることで社会全体が Society5.0 で描かれる社会へと移行すると考えています。

そのため、本課題を成功に導くためには、

- モデル地域を特定し、学びを通して変容（覚醒）した人々の総合知が生み出すイノベーションを通じて、働き方が変わり、同地域の主要産業の革新がもたらされた新たな社会（Society 5.0 として目指すべき社会）が可視化されるプロトタイプを早々に創出すること

第1章 研究提案公募に当たって

○そのモデル地域におけるショーケースでの成功体験を、初等中等段階から高等教育、社会人教育において「新たな『学び』」の開発と導入に取り組む関係者に早い段階から実感させることで、Society5.0の社会に求められる教育の方向性と目指すべきレベル感について意識合わせを行うこと

が重要であると考えています。

4. 提案者に求める人物像

本課題では、①人々を変容させ、学び方・働き方を変え、教育や産業の変容を促し、その連鎖で地域社会全体を変えていく「ショーケース」としての社会実験と、②Society 5.0 に必要とされる「新たな『学び』」のコンテンツや評価手法を含むデザインの開発、及び、「新たな『学び』」と働き方を可能とするバーチャル空間の創出とその効果検証の取組などを並行して行い、②で得られた成果を逐次①の「ショーケース」へ導入することを想定しています。即ち、多くの取組を同時進行させながら、個々の取組間の相互連携を効率的かつ効果的に行い、課題全体として突き抜ける結果を出すことを目指します。

本課題を成功させるには、本課題に関わる全ての方々が同じビジョン（Society 5.0 として目指すべき社会の実現）を描きながらそれぞれの研究開発に取り組む、強い共創関係を築くことが不可欠です。このため、本課題の公募に提案される方には、以下の項目すべてに当てはまる意識を持って参画されることを期待します。

- 戦略及び計画に掲げる将来像とミッションに共感し、その実現に向けて、高い志を持ってやりきる覚悟がある。
- 圧倒的な当事者意識を持ち、自らが関わっている現場を変えることで理想的な在り方を模索し、理想を現実に変えたい。
- 個々の研究開発に専念するだけでなく、高い視座と広い視野を持って、本課題の関係者と協力し合い、より高い成果を出すことにチャレンジする。

新たな社会を切り開く勇気と覚悟を持った皆様からの熱い提案をお待ちしております。

1-2. 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について

1-2-1. SIP の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成 26 年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する戦略的イノベーション創造プログラム（以下、「SIP」という。）が創設されました。この原資は、推進費から充当されます。

SIP 第 3 期の対象課題については、令和 5 年 1 月 26 日開催のガバニングボードにて、各課題のプログラムディレクターについては、令和 5 年 3 月 16 日開催のガバニングボードにて承認されています。

S I P 第 3 期課題の要件

- ① Society5.0 の実現を目指すものであること。
- ② 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野であること。
- ③ 基礎研究から社会実装までを見据えた一貫通貫の研究開発を推進するものであること。
- ④ 府省連携が不可欠な分野横断的な取組であって、関係省庁の事業との重複がなく、連携体制が構築され、各省庁所管分野の関係者と協力して推進するものであること。
- ⑤ 技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材に必要な視点から社会実装に向けた戦略

第1章 研究提案公募に当たって

を有していること。

- ⑥ 社会実装に向けた戦略において、ステージゲート（2～3年目でのテーマ設定の見直し）・エグジット戦略（SIP 終了後の推進体制）が明確であること。
- ⑦ オープン・クローズ戦略を踏まえて知財戦略、国際標準戦略、データ戦略、規制改革等の手段が明確になっていること。
- ⑧ 産学官連携体制が構築され、マッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有していること。
- ⑨ スタートアップの参画に積極的に取り組むものであること

1-2-2. SIP の推進体制

SIP は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための取り組みの一つとして内閣府に計上された推進費において実施するものであり、総合科学技術・イノベーション会議のもとで推進体制が構築されています（図1）。

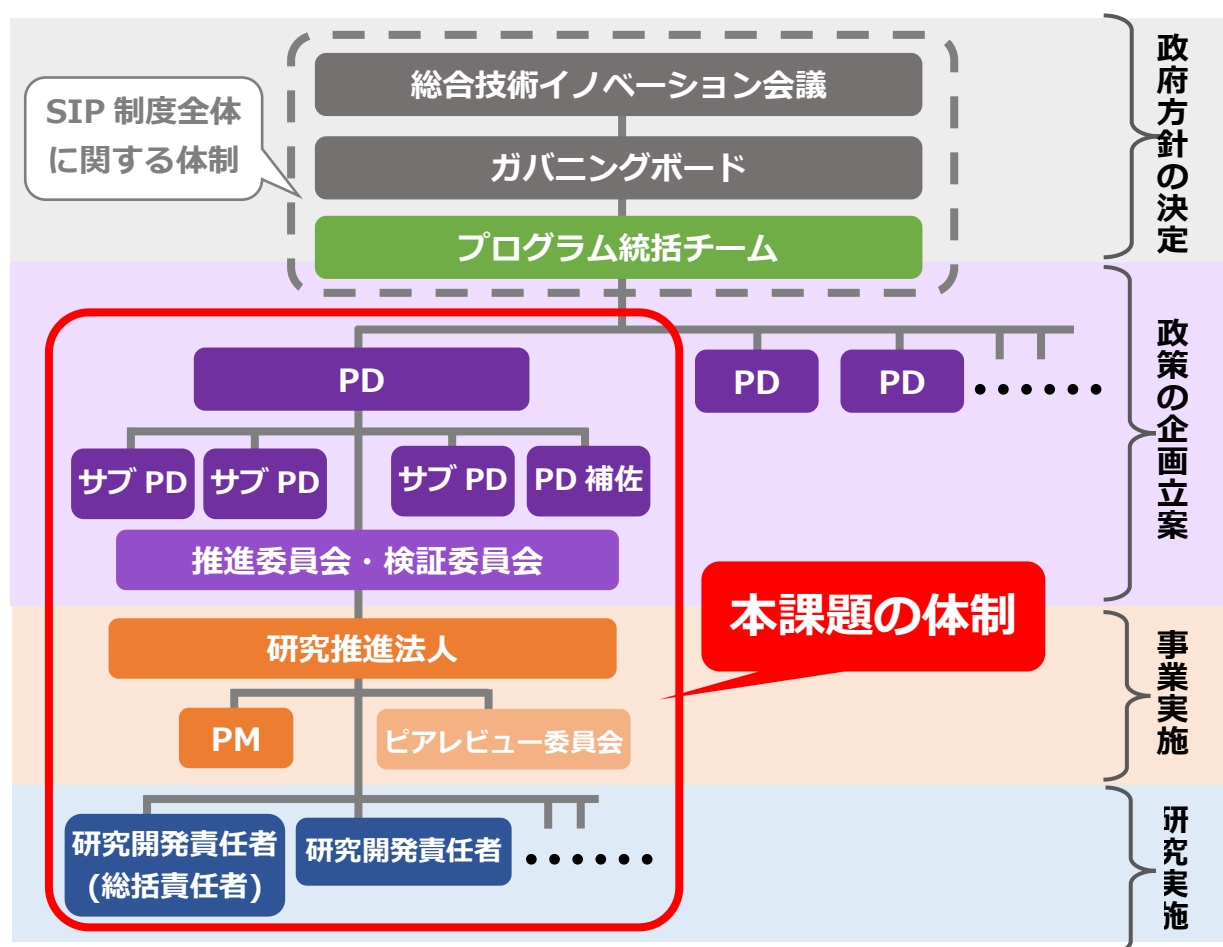


図1 SIPの推進体制図

第1章 研究提案公募に当たって

①SIP 制度全体に関する体制

○ 総合科学技術・イノベーション会議

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップの下、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とした「重要政策に関する会議」の一つです。

○ ガバニングボード

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とするガバニングボードは、SIP の実施方針を毎年度策定するとともに、戦略及び計画並びに進捗状況に対して必要な助言、評価を行います。

○ プログラム統括チーム

プログラム統括及びプログラム統括補佐（以下、「プログラム統括等」という。）は、ガバニングボードの指示を受け、プログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を中心となって進めます。プログラム統括等はガバニングボードの求めに応じ、ガバニングボード又はガバニングボードが設置する評価委員会において、プログラムの進捗状況や評価に関する意見等につき報告を行います。

②本課題に関する体制

○ プログラムディレクター

プログラムディレクター（以下、「PD」という。）は、当該課題の戦略及び計画等を取りまとめ、中心となって進めるとともに、関連する分野のSIP及びBRIDGE※の課題等を一体的に推進するため、関連分野の各省庁施策に対して提案、助言及び支援を行います。また、PD が委員長、内閣府が事務局を務め、関係府省庁や研究推進法人、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に置き、当該課題の戦略及び計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

○ サブプログラムディレクター

サブプログラムディレクター（以下「サブPD」という。）は、PDの業務を補完し、PDが定める課題の推進に必要な役割（各サブ課題の推進、社会実装に向けた戦略の推進、関係省庁・産業界との連携等）を担います。

第1章 研究提案公募に当たって

〈本課題のPD・サブPD〉

◆PD

西村 訓弘（三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授・特命副学長）

◆サブPD

戦略C担当：野城 智也（高知工科大学 システム工学群 教授）

サブ課題A担当：西岡 加名恵（京都大学大学院教育学研究科 教授）

サブ課題B担当：東 博暢（株式会社日本総合研究所 プリンシパル）

サブ課題C担当：大山 潤爾（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員）

○PD 補佐

PD 補佐は、PD の指示を受け、PD が定める業務を補佐し、担当する課題を推進します。

○推進委員会

課題ごとに、PD、内閣府、関係府省庁、研究推進法人（SIP の予算執行上、戦略及び計画に基づきマネジメント業務を担う国立研究開発法人）、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に置き、当該課題の戦略及び計画の策定及び改定や実施等に必要な調整等を行います。

推進委員会の委員長は PD が務め、事務局は内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）が務めます。

○検証委員会

本課題では、サブ課題Eとして、推進委員会の構成員、総括責任者、専門家等が参加する検証委員会を内閣府に置き、サブ課題A～Dにおける研究開発や実証を通じて可視化される制度的・経済的・心理的な課題等をすくいあげ、その解決策の検討を各サブ課題にフィードバックし、「新たな『学び』」や働き方を保障する社会基盤の構築に向けた議論を行います。

○研究推進法人

研究推進法人は、戦略および計画に沿って、研究開発責任者の公募、研究開発責任者との契約の締結、資金の管理、研究開発テーマの進捗管理、研究推進法人が有する機能（知見、ネットワーク、インフラ等）を活かした研究開発テーマの実施支援、自己点検及び専門的観点からの技術・事業評価（ピアレビュー）の実施、成果等の広報・情報提供、知財委員会等 知財に関する事項、PD による課題の推進に必要な業務の遂行を支援するために必要な者の委嘱又は雇用、関連する調査・分析、その他、担当する課題を推進するために PD 及び内閣府が必要と認

第1章 研究提案公募に当たって

める事項を行います。また、研究開発責任者に対して、管理対象データの範囲の設定、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開等を定めたデータマネジメントプランを策定するように求めるものとします。

研究開発責任者の公募実施にあたり、審査基準等の審査の進め方は、研究推進法人等が内閣府等と相談し、決定します。選定の結果は、PD 及び内閣府の了承をもって確定とします。

研究開発責任者、研究開発責任者の共同研究予定者、研究開発責任者からの委託（研究推進法人等からみると再委託）予定者等（以下、「研究開発責任者等」という。）の利害関係者は、当該研究開発責任者等の審査には参加しないものとします。利害関係者の定義は、研究推進法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じ PD 及び内閣府に相談し、変更します。

なお、本課題の研究推進法人としては、戦略および計画において、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が指定されています。

○ プロジェクトマネージャー

プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）は、PD その他の関係者との円滑な連携、研究推進法人内での体制整備のため、研究推進法人に置き、研究推進法人によるマネジメント業務をとりまとめます。また、契約に基づき、研究開発責任者に対し、研究開発テーマの実施について監督・指導するとともに、研究推進法人が有する機能を生かし必要な助言・支援を行います。

○ ピアレビュー委員会

研究推進法人等は、ピアレビュー委員会を設置し、エビデンス及びグローバルな視点に基づいて、各研究開発テーマの実施内容及び実施体制等が SIP として実施することに適したものになっているか、研究開発テーマの目標に基づき研究開発や実用化・事業化に向けた取組が適切に進められているどうか等についてピアレビューを行います。

○ 総括責任者

総括責任者は、各サブ課題の取りまとめを行う役割を担うものとして、研究開発責任者の中から、研究推進法人等が内閣府等と相談し、決定します。

○ 研究開発責任者

研究開発責任者は、研究チームを代表し、研究開発テーマ全体の研究推進に責任を負う研究者として、研究推進法人が戦略および計画に沿って、公募・採択します。

第1章 研究提案公募に当たって

※研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（B R I D G E）は、S I Pや各省庁の研究開発等の施策で生み出された革新技术等の成果を社会課題解決や新事業創出、ひいては、我が国が目指す将来像（Society 5.0）に橋渡しするため、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における各省庁の施策の実施・加速等に取り組むプログラムです。

1-3. 「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」について

本項は、令和5年3月開催のガバニングボードで承認された「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下、「戦略及び計画」という。）」から、本公募に必要な項目・内容を抜粋・転載しています。

なお、公募内容明確化のために、研究開発内容等に係る一部の文章については追記や表現の修正等により変更しています。

1-3-1. 実施体制について

（1） JST の活用

JST は、運営費交付金を活用し、予算執行上のマネジメント業務を担うとともに、予算管理に限らない事業支援を実施します。具体的には、戦略及び計画及び PD や推進委員会の決定に基づき、研究開発責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発責任者が実施する研究開発の進捗管理、自己点検および専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）の実施、成果等の広報・情報提供、知財委員会等 知財に関する事項、PD による課題の遂行を支援するために必要な者の雇用、関連する調査・分析、その他 担当する課題を推進するために PD 及び内閣府が必要と認める事項を行います。

（2） 研究開発責任者等の選定

研究開発責任者は、JST が内閣府と審査基準等の審査の進め方について相談・決定したうえで、戦略及び計画に基づき公募等により選定します。また、研究開発責任者の中から、各サブ課題の取りまとめを行う総括責任者を選定します。

研究開発責任者、研究開発責任者の共同研究予定者（以下、「研究開発責任者等」という。）の利害関係者は、当該研究開発責任者の審査に参加しないものとします。利害関係者の定義は、JST が定めている規程等に準じ、必要に応じ PD 及び内閣府に相談し、変更します。選定の結果は、PD 及び内閣府の了承をもって確定とし、公募等により研究開発責任者が決まった後、本課題の戦略及び計画に研究開発責任者名等を加筆します。

（3） 研究体制を最適化する工夫

第1章 研究提案公募に当たって

研究開発の成果を社会実装していくためには、個別の要素技術の開発のみならず、研究課題の進捗状況や社会情勢の変化に応じ、柔軟に研究体制を変化、対応させていくことが必要である。そのため、総括責任者は、サブ課題内の進捗状況を確認し、サブ PD は、ピアレビュー、ガバニングボード等の外部意見を考慮しつつ、PD 等と相談の上、適宜、研究開発課題の変更、追加、削除等を検討していくこととします。

PD は、研究開発の進捗状況や社会実装の見込みなどを十分に考慮した上で、年度毎の成果目標の妥当性について精査することによって、ステージゲートを念頭に置いた課題マネジメントの徹底を図ります。

(4) 関係省庁との連携

PD は、推進委員会を通じて、戦略及び計画において関係省庁の役割（①研究推進法人を所管し課題全般に関わる立場、②各研究開発テーマに所管業種や国立研究開発法人等に関わる立場、③社会実装に向けて関係する政策や制度を担当する立場等）を明確に位置付けた上で、関係省庁と緊密に連携しながら課題を推進するものとします。

(5) 産業界からの貢献

SIP における課題を推進するに当たり、PD 及び内閣府等は、社会実装に向けて産業界と協調・連携して取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めることとします。中間評価の結果、各課題における個々の研究開発テーマについて、主として民間企業において社会実装を目指すものであって、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究開発テーマを実施する民間企業等及び国（SIP 予算）が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用することとします。なお、SIP 第3期のマッチングファンドの考え方については、下記をご参照ください。

○SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について

（令和4年12月23日 ガバニングボード）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf

1-3-2. 知財に関する事項

(1) 知財委員会

○ 知財委員会を JST 又は研究開発責任者の所属機関（委託先）に置くこととします。

- 知財委員会は、それを設置した機関が担った研究開発成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行います。
- 知財委員会は、原則として PD または PD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成します。
- 知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定めます。

(2) 知財及び知財権に関する取り決め

- JST は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究開発責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後に SIP の事業費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（プログラムの中で SIP の事業費により発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておくこととします。

(3) バックグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能とします。
- 当該条件などの知財の権利者の対応が、SIP の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

(4) フォアグラウンド知財権の取扱い

- フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第 17 条第 1 項を適用し、発明者である研究開発責任者の所属機関（委託先）に帰属させることとします。
- 再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とします。その際、知財委員会は条件を付することができることとします。
- 知財の権利者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、又は積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨します。

- 参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中に SIP の事業費により得た成果（複数年度参加の場合は、参加当初からの全ての成果）の全部または一部に関して、脱退時に JST が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとします。
- 知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財の権利者による負担とします。共同出願の場合は、持ち分比率及び費用負担は、共同出願者による協議によって定めることとします。

（５） フォアグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいは「プログラム参加者間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能とすることとします。
- 第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財の権利者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。なお、実施権設定・移転承諾前に JST の事前承認を必要とします。
- 当該条件などの知財の権利者の対応が SIP の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

（６） フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾

- 産業技術力強化法第 17 条第 1 項第 4 号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下、「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、JST の承認を必要とします。
- 合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財の権利者は JST との契約に基づき、JST の承認を必要とします。
- 合併等に伴う知財権の移転等の後であっても JST は当該知財権にかかる再実施権付実施権を保有可能とします。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めないこととします。

（７） 終了時の知財権の取扱い

- 研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、JST による承継）を協議します。

(8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加

- 当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とします。
- 適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することを原則とします。
- 国外機関等については、知財権は JST と国外機関等の共有とします。

1-3. 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1-3-1. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

第1章 研究提案公募に当たって

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1-3-2. 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

1-3-3. オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

第1章 研究提案公募に当たって

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4-18. バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

第2章 公募・選考

2-1. 研究開発責任者を公募する研究開発テーマ

本課題は別紙の「戦略及び計画」において、A～E の5つのサブ課題に2階層で研究開発テーマがぶら下がる構造になっており（図2）、サブ課題Aでは7つ、サブ課題Bでは4つ、サブ課題Cでは3つ、サブ課題Dでは3つの研究開発テーマ（小テーマ）が設定されています。本公募では、これらの研究開発テーマについて、研究開発責任者を公募・選定します。応募に当たっては、「戦略及び計画」に記載される将来像及びミッションに対し、いかに貢献ができるかといった観点から相応しい提案をしてください。上記の趣旨から、応募される研究開発テーマが複数のテーマにまたがっていても構いません。また、公募手続きを進める中で、PD の指示により、研究開発テーマ間や、各研究開発内容、研究開発体制の組み換え等の要請を行い、その結果によって選定を判断する場合があります。なお、サブ課題 E は、委員会活動を基本としているため、研究開発責任者の公募は行いません。

〈本公募に係る基本情報〉

- ・ 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針(令和4年12月23日改正)
 - ・ 令和5年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針
 - ・ 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（令和4年12月23日改正）
- ※上記3文書は、内閣府 HP（<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/index.html>）に掲載されています。
- ・ SIP「ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築」社会実装に向けた戦略及び研究開発計画
（https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/04_postcovid19.pdf）

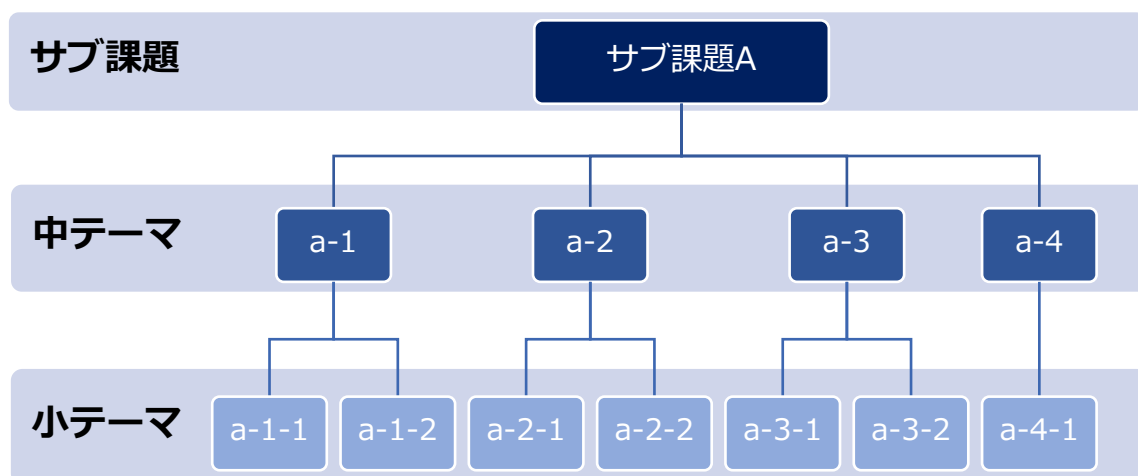


図2 研究開発テーマの構成（例：サブ課題A）

本公募の対象となる研究開発テーマ（※下線部）

サブ課題 A「新たな『学び』」のデザイン開発

- └ a-1. アップスキルとリスキルのための教育コンテンツの開発（デジタル・STEAM 等に係る知識）
 - └ a-1-1. STEAM 教育のためのコンテンツプラットフォームの構築
 - └ a-1-2. デジタルリスキリングの教育手法の開発
- └ a-2. 探究力・主体性・創造性・協働性を高める教育コンテンツの開発
 - └ a-2-1. 学校教育における探究力・主体性・創造性・協働性を高める教育コンテンツの開発
 - └ a-2-2. 主体的な進路意思決定のためのコンテンツ開発
- └ a-3. 学習データの取得・連結・活用（w/ELSI）
 - └ a-3-1. 学習データの取得・連結・活用手法の開発
 - └ a-3-2. データ取得等に係る E L S I 的観点での研究開発
- └ a-4. 「新たな『学び』」に対応した評価手法の開発
 - └ a-4-1. 「新たな『学び』」に対応した評価手法の開発

サブ課題 B「新たな『学び』」と働き方との接続

- └ b-1. 多様な働き方モデルの構築及び「新たな『学び』」を担うメンター制度のさらなる推進、D&I の社会浸透
 - └ b-1-1. 教育と就労の連結による働き方モデル提示に係る研究開発・実証
 - └ b-1-2. D&I の社会浸透に向けた実証研究
- └ b-2. イノベーション人材の育成、社会人のリカレント、リスキリング
 - └ b-2-1. 総合知で社会を変える博士人材育成プログラムの実証
 - └ b-2-2. サバティカルやワーケーションを活用した社会人の学び直しのインセンティブの研究

サブ課題 C「新たな『学び』」と働き方の空間の創出

- └ c-1. ギャップフリーなバーチャル空間の実現
 - └ c-1-1. 「働き方」におけるバーチャル空間の開発
 - └ c-1-2. 「学び方」におけるバーチャル空間の開発
- └ c-2. バーチャル空間における学習コンテンツの開発
 - └ c-2-1. バーチャル空間を活用した学習コンテンツの開発・実証

サブ課題 D「新たな『学び』」×働き方×バーチャル空間における有効性確認（ショーケースの提示）

d-1. 新たな学び方・働き方を可能とする場（プラットフォーム）の構築及び当該場（プラットフォーム）を活用した取組に係る効果検証

d-1-1. 初等中等教育を中心とした「新たな『学び』」の場（プラットフォーム）の構築及び効果検証

d-1-2. 教育機関と地域・社会との接続による「新たな『学び』」の場（プラットフォーム）の構築及び効果検証

d-1-3. 教育機関と地域・社会との接続による新たな働き方の場（プラットフォーム）の構築及び効果検証

2-2. 公募・選考スケジュール

公募開始	4月25日（火）
公募説明会（オンライン）	4月25日（火）16時～17時
公募受付締切 （e-Rad による受付期限日時）	5月24日（水） 12時（正午） 《厳守》
書類審査期間	5月下旬～7月上旬
面接審査期間	7月上旬～8月中旬
採択課題の通知・発表	8月中旬以降
研究開発開始	8月下旬以降

注）記載の日付は全て2023年度です。

注）書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

注）公募説明会への参加は以下の URL からお申し込みください。

<https://form2.jst.go.jp/s/sipsession2023>

注）面接審査の日程は確定次第、JST の SIP 公募 HP

（<https://www.jst.go.jp/sip/pos/koubo.html>）に掲載します。

2-3. 研究開発期間

2023年8月頃～2028年3月末（最大）

※ただし、毎年度評価により配分額を決めるため、次年度以降の予算が約束されるものではないのでご承知おきください。提案時には、2028 年 3 月末までの目標及び研究開発計画を提出して下さい。

※採択後の実際の研究開発期間は、提案された研究開発内容と研究開発期間を参考に、推進委員会の審議を経て研究開発テーマ毎に PD が決定し、本課題の「戦略及び計画」に明記します。

※研究開発開始後、当該研究開発の進捗を PD 及び推進委員会が評価し、研究開発期間を変更することがあります。また、研究開発費については、年度末評価の結果や研究開発実施計画の進捗状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

2-4. 研究開発費（見込額）

各サブ課題の JST からの委託費（間接経費込み）見込額は、下記の通りです。

サブ課題名	JST からの委託費見込額 （百万円）2023 年度※
サブ課題 A「新たな『学び』」のデザイン開発	230
サブ課題 B「新たな『学び』」と働き方との接続	110
サブ課題 C「新たな『学び』」と働き方の空間の創出	230
サブ課題 D「新たな『学び』」×働き方×バーチャル空間における有効性確認（ショーケースの提示）	265

※間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のように設定いたします。ただし、別途受託先が受託研究規程等により定めている率やその他約定した率が、下記の数値を下回る場合はその率を用いることができます。

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の 15%を上限
企業（中小企業*のぞく）	直接研究費の 10%を上限

*：中小企業の定義は中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

本公募においては前述の上限が原則です。それ以上（直接経費の 30%以内）の要望がある場合は、提案書の「9.その他特記事項（様式 8）」に、なぜ上限を越えて間接経費が必要

となるか明確な理由と支出項目をご説明ください。なお、要望に対する可否は、PD 及び研究推進法人の判断となります。

※公募手続きを進める中で、研究開発テーマ間の組み換え等が行われ、各サブ課題の見込額も変動する可能性があります。

※研究開発の進捗状況等によって、PD の決定により予算が追加配分される可能性があります。

※2024 年度～2027 年度も 2023 年度と同額の予算が確保されとの想定ですが、2024 年度以降の予算状況・評価により変動する可能性があります。

2-5. 応募要件

2-5-1. 応募者の要件

本公募は、いずれの研究開発項目も研究開発責任者個人が応募してください。応募者の要件は以下のとおりです。

- ① 自らの研究開発構想に基づき、産学連携を含めその構想の実現に適した実施体制を構築し、研究開発責任者として当該研究開発テーマを推進できる研究者であること。
- ② 研究開発テーマに係る分野において、研究蓄積を有するとともに、研究実施において必要となる関係者との連携や協力体制が構築できる活動実績を有すること。
- ③ 国内の研究機関※に所属して研究開発を実施できること。

※「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人等、企業等のうち、研究開発を実施している機関。

- ④ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。
- ⑤ 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを所定の時期までに修了していること。

※詳しくは、「4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

2-5-2. 研究開発体制の留意事項

本公募への応募にあたっては、採択後に研究開発責任者として以下への対応が求められることをご承知おきください。

- ① マッチングファンド方式の活用について

本公募では、社会実装に向けて産業界と協調・連携して取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めることとします。3年目の中間評価の結果、個々の研究開発テーマについて、主として民間企業において社会実装を目指すものであって、研究開発フェーズが高いもの等については、当該研究開発テーマを実施する民間企業等及び国（SIP予算）が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用します。SIP第3期のマッチングファンドの考え方については、下記をご参照ください。

○SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について

（令和4年12月23日 ガバニングボード）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf

② サブ課題間、個別研究開発テーマ間の連携について

サブ課題間、個別の研究開発テーマ間の連携など、本課題の将来像及びミッションを実現するために最適な体制を検討していただきます。

③ 会議体の参加・設置・開催について

課題全体、サブ課題または個別の研究開発テーマの体制内における会議体の参加・開催・設置、それらの会議体における各種資料の作成、その他関連事項について、PD、サブ PD または総括責任者から研究開発責任者に要請した場合は、それに応じていただきます。

2-6. 応募方法

研究提案内容は、研究開発責任者応募提案書様式にご記入ください。応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp>)を通じて行っていただきます。応募方法については、「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。また、応募にあたっては、以下の注意事項をよくご確認ください。

《注意事項》

- ◎ 公募締切までに e-Rad を通じた応募手続きを完了させてください。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。
- ◎ 所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。
- ◎ e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理とする場合がありますので、ご注意ください。

※「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式（特に様式1：提案書表紙）の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

- ◎ JST は、提案の受理・不受理を問わず、公募締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、公募締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。
- ◎ 締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合があります。時間的余裕を十分に取り、応募を完了してください。

2-7. 選考方法

2-7-1. 選考の流れ

① 形式審査

応募提案が応募の要件を満たしているかについて審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

② 書類審査

審査会が応募された提案書類を審査し、面接審査の対象となる提案を選考します。

③ 面接審査

審査会が面接審査を実施します。面接審査には応募者（研究開発責任者）本人が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則とします。

④ 研究開発責任者の選定

PD は、審査会における審議結果を踏まえ、研究開発責任者候補を選定します。この際、PD が提案者に対して研究開発内容や研究開発体制の組み換え等の要請を行い、その結果によって選定を判断する場合があります。JST は、PD 及び内閣府等の了承を経て、研究開発責任者を確定します。

⑤ 選考結果の通知・公表

書類審査の結果は、選考の対象となった全ての応募者に通知します。面接審査の対象となる応募提案は、併せて面接審査の実施要領・日程等を連絡します。なお、形式選考で不備があった応募提案についても、その結果を通知します。

面接審査の結果は、研究開発責任者の決定後、面接審査の対象となった全ての応募者に通知します。併せて、採択された研究開発テーマについては、その研究開発テーマ名、研究開発責任者の氏名・所属機関名、概要をホームページ等で公表します。ただし、研究開発責任者の氏名・役職名・所属部署名の公表については、所属機関にとって事業推進上支障がある等の場合

に限り、申請書上（e-Rad 上）の研究開発責任者が所属する部署あるいは機関の代表者の氏名等をもって代えることができます。

不採択となった応募提案に対しては、その理由を後日応募者に通知します。なお、応募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。

※選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

2-7-2. 利益相反マネジメントの実施

（１） 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発責任者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究開発責任者等と親族関係にある者。
- b. 研究開発責任者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発責任者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 研究開発責任者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発責任者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

なお、審査会の委員は、本公募には応募できません。

（２） 研究開発責任者の利益相反マネジメント

研究開発責任者が「研究開発責任者に関係する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「研究開発責任者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究開発責任者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究開発責任者と「研究開発責任者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を

考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究開発責任者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については研究開発責任者のみではなく、研究開発責任者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究開発責任者等」と総称します。）についても同様に取り扱いします。

- a. 研究開発責任者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究開発責任者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究開発責任者が株式を保有している機関。
- d. 研究開発責任者が実施料収入を得ている機関。

「研究開発責任者に関係する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から審査会にて審議します。

そのため、「研究開発責任者に関係する機関」を共同研究機関とする場合、提案書にて「PI に関係する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究開発責任者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

（3） JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について審査会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST

の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2-7-3. 選考の観点

選考における評価基準は以下のとおりです。

(1) SIP の趣旨に合致していること

- Society5.0 の実現に寄与するか。
- 分野横断的な取組であるか。
- 社会実装までを見据えた研究開発であるか。
- 産学官連携体制が構築され、民間企業等の積極的な協力が得られる仕組みを有しているか。

(2) 本課題の趣旨に合致していること

- 本課題の戦略及び計画に記載ある将来像及びミッションに対し、相応しい貢献が期待できるか。
- 本課題の戦略及び計画に記載ある研究開発目標に対し、相応しい貢献が期待できるか。

(3) 提案内容が具体的かつ明確であること

- 目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いか。
- 研究開発体制が適切に組織され、役割分担や配置が明確に構造化されているか。

- 社会実装に向けた戦略が具体的かつ明確であるか。
- 研究開発予算・実施規模が妥当であるか。

(4) 提案内容に工夫があること

- 国内外の類似の取組と比較し、独創性や新規性があるか。
- 研究開発テーマ間での連携等、シナジー効果が期待できるか。

(5) PDが求める人物像に合致していること

- 戦略及び計画に掲げる将来像とミッションに共感し、その実現に向けて、高い志を持ってやりきる覚悟があるか。
- 圧倒的な当事者意識を持ち、自らが関わっている現場を変えることで理想的な在り方を模索し、理想を現実に変える行動力があるか。
- 個々の研究開発に専念するだけでなく、高い視座と広い視野を持って、本課題の関係者と協力し合い、より高い成果を出すことにチャレンジするマインドを持っているか。

第3章 採択後の研究推進に関して

3-1. 研究開発実施計画の作成

a.採択後、研究開発責任者には、研究期間の全体を通じた全体研究開発実施計画を作成いただきます。また、年度ごとに年次研究開発実施計画を作成いただきます。研究開発実施計画には、研究開発費や研究チーム構成が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発課題の研究開発実施計画の策定時に PD の確認、承認を経て決定します。

b.研究開発実施計画は、PD の確認、承認を経て決定します。

※研究開発実施計画で定める研究体制は、PD により、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

※毎年度の研究開発費は本課題の全体研究開発実施計画に基づくとともに、研究開発の進捗や年度末評価の結果、毎年度の予算規模等を踏まえ、PD が毎年度個別に決定します。また、年度途中でも、研究開発の進捗状況等に応じて予算が追加配分される可能性があります。

3-2. 研究契約

a.採択後、原則として JST は研究開発責任者および主たる共同研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。

b.研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3-6. 研究機関の責務等」をご参照ください。

c.研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3-3. 研究開発費

3-3-1. 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

第3章 採択後の研究推進に関して

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者および主たる共同研究者や研究開発実施計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究開発責任者および主たる共同研究者を除く）の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4-12. 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※2）

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sip3/2023/sip3a.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sip3/2023/sip3c.html>

3-3-2. 間接経費

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するに必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として直接経費に対する一定比率で手当することが可能です。

間接経費の上限は、受託機関の種類に応じて、下記のように設定いたします。ただし、別途受託先が受託研究規程等により定めている率やその他約定した率が、下記の数値を下回る場合はその率を用いることができます。

第3章 採択後の研究推進に関して

受託機関の種類	間接経費の上限額
大学、独法、公益法人、中小企業*	直接研究費の15%を上限
企業（中小企業*のぞく）	直接研究費の10%を上限

*：中小企業の定義は中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

本公募においては前述の上限が原則です。それ以上（直接経費の30%以内）の要望がある場合は、提案書の「9.その他特記事項（様式8）」に、なぜ上限を越えて間接経費が必要となるか明確な理由と支出項目をご説明ください。なお、要望に対する可否は、PD 及び研究推進法人の判断となります。

間接経費の主な使途としては、次頁をご参照下さい。

間接経費の主な使途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、本委託研究の管理等に関連がない経費への支出はできません。

a. 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

b. 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

c. その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

3-3-3. 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3-4. 評価

SIP の各課題の評価については、研究開発責任者による自己点検、PD の自己点検、及び JST 等による専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）を用いた自己点検を実施し、その結果の報告を参考に、ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行います。「事前評価」、「毎年度末の評価」、「最終評価」、終了後一定の時間（原則として 3 年）が経過した後、必要に応じて行う「追跡評価」のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うこともあります。

研究開発責任者による自己点検については、PD が自己点検を行う研究開発責任者を選定します（原則として、各研究開発テーマの主要な研究者・研究機関を選定）。選定された研究開発責任者は、SIP の各課題評価における評価項目・評価基準を準用し、前回の評価後の実績及び今後の計画の双方について点検を行い、達成・未達の判定のみならず、その原因・要因等の分析や改善方策等を取りまとめます。

3-5. 研究開発責任者及び主たる共同研究者の責務等

3-5-1. 研究開発責任者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- a. 研究開発課題の実施にあたり研究開発課題内の研究開発実施計画の立案とその進捗管理の責任を負うこととなります。
- b. 研究開発の推進に当たっては、PD の研究開発に関する方針に従うものとします。
- c. 課題全体、サブ課題または個別の研究開発テーマの体制内における会議体の参加・開催・設置、それらの会議体における各種資料の作成、その他関連事項について、PD、サブ PD または総括責任者から研究開発責任者に要請した場合は、それに応じていただきます。
- d. 課題全体、サブ課題または個別の研究開発テーマの体制内において ELSI や D&I の視座等からの検証を図るため、また、サブ課題または個別の研究開発テーマが連携することで、

第3章 採択後の研究推進に関して

さらに大きな集合知を創成し、学術的・社会的な進歩を促すために、PD、サブ PD または総括責任者から研究開発責任者に研究データの提供要請があった場合は、個々の研究開発に支障のない範囲で、応じていただくことを予定しています。例えば、学習活動ログデータについて、文部科学省が進める教育データの標準化の動向に応じて、共有して頂くことなどを想定しています。

- e. 研究開発責任者は、JST の指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出していただきます。
- f. 事業評価等の研究開発評価や、JST による経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜ご対応をお願いいたします。
- g. JST と研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び JST の定める諸規定等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

課題全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を所属機関、および共同研究開発機関とともに適切に行って下さい。

③ 研究開発に参画するメンバーの管理

研究開発責任者は、参画するメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨いたしますが、国費による研究開発であることから、それに先立ち知的財産権の取得には十分 ご配慮いただきます。
- b. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願して下さい。
- c. SIP における研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ず SIP の成果である旨を明記して下さい。
- d. 内閣府及び JST が国内外で主催するワークショップ、シンポジウム及び内部成果報告会等に同一研究開発課題に参画するメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。また、そこで得られた情報について、可能な範囲で研究開発チームのメンバーにご提供をお願いします。
- e. その他、知的財産権の取り扱いについては、内閣府等及び SIP 運用指針、研究開発実施計画、PD の定める方針に従うものとします。

第3章 採択後の研究推進に関して

⑤ 各種の情報提供

- a. JST は、研究開発課題名、研究開発機関のメンバーや研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び政府研究開発データベースへ提供します。その際、研究開発責任者等に各種情報提供を依頼することがあります。
- b. 研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。
- c. 各年度終了後に、e-Rad への実績報告（研究成果・会計実績）が必要となります。研究者等および研究機関は、JST の指示に従い、入力作業やデータ提供などの対応をお願い致します。

⑥ 国民との科学・技術対話

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究開発責任者及び主たる共同研究者は、JST の研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究開発責任者及び主たる共同研究者には、提案した研究開発課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わないこと。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材「eAPRIN（旧名称 CITI）」の受講について周知徹底し、更に、内容を理解してもらうことを参画する研究者等と約束する。詳しくは、「4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

3-5-2. 主たる共同研究者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- a. 研究開発課題の実施にあたり共同研究開発機関内の研究開発実施計画の立案とその進捗管理の責任を負うこととなります。
- b. 研究開発の推進に当たっては、PD 及び研究開発責任者の研究開発に関する方針に従うもの

とします。

- c. JST の指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく研究開発責任者に提出していただきます。
- d. 事業評価等の研究開発評価や、JST による経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜ご対応をお願いいたします。
- e. JST と研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び JST の定める諸規定等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

所属機関内の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を所属機関、適切に行って下さい。

上記の責務に加え、「3-5-1. 研究開発責任者の責務等」③～⑦を含みます。

3-6. 研究機関等の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- ① 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sip3/2023/sip3a.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sip3/2023/sip3c.html>

- ② 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状

況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4-24.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- ③ 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4-25.「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ④ 研究機関は、研究参加者に対して、上記②③記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- ⑤ 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- ⑥ 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- ⑦ 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- ⑧ 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- ⑨ 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

- ⑩ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- ⑪ 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

- ⑫ 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3-7. その他留意事項

3-7-1. JREC-IN Portal のご利用について

第3章 採択後の研究推進に関して

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間19,000件以上掲載しております。加えて、JREC-IN PortalのWeb応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非JREC-IN Portalをご活用ください。

また、JREC-IN Portalはresearchmapと連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmapに登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第4章 応募に際しての注意事項

4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

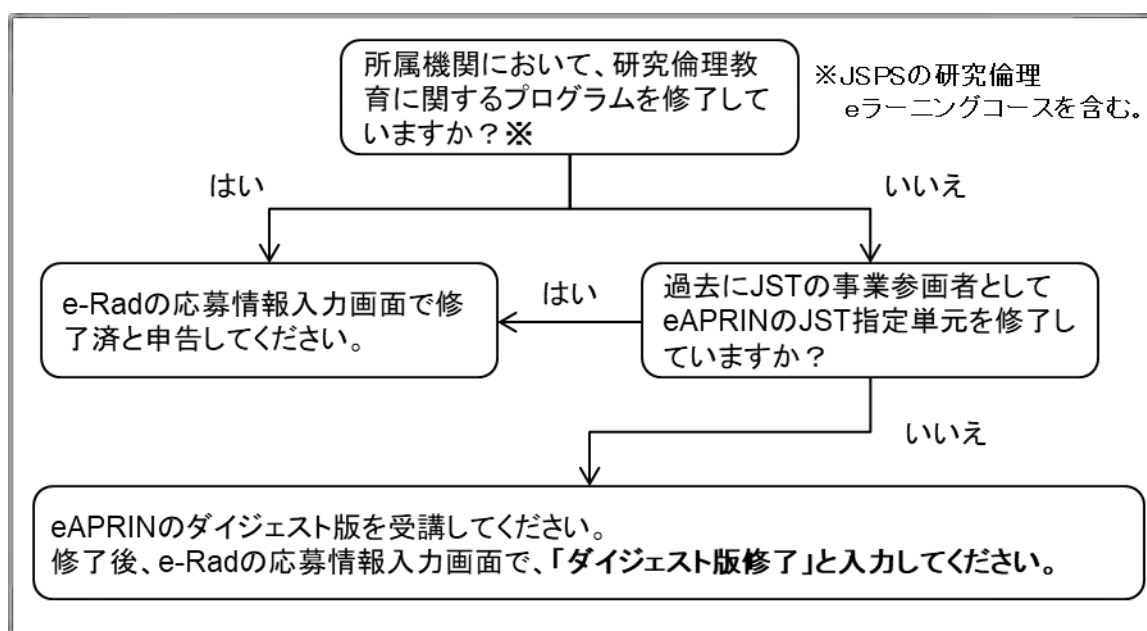
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター（RISTEX）

E-mail : sip3-ristex@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にJSTが指定するeAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4-2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究

費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等

を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発責任者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）

（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4-3. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4-4. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究開発責任者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

第4章 応募に際しての注意事項

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以 外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが 善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）につ

いて、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4-5. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和5年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和4年度以前に終了した制度においても対象となります。

本課題では、4-24 項と 4-25 項については競争的研究費制度に準じた運用をしています。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4-6. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4-7. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を

完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4-8. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020sip2s309betsu.pdf>

4-9. 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4-10. 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4-11. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

4-12. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「統合イノベーション戦略2022」[閣議決定（R4.6.3）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和2年9月10日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4-13. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用す

る場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4-14. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得る

ことから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4-15. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究開発責任者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(令和2年4月10日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4-16. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4-17. URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4-18. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開

発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されて

いるか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

4-19. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、

平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4-20. 社会との対話・協働の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

○ 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4-21. オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

4-22. NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス

統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成25年1月17日）でも、NBDC（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

4-23. 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4-24. 競争的研究費への登録について

令和5年度からSIP第3期が競争的研究費に登録されました。現在、政府において、それを踏まえた対応について整理を進めています。競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ（間接経費の執行に係る共通指針を含む。）等については、令和5年度から直ちに適用することが困難で

あることから、経過的な措置として従来同様の運用とします。一方で、令和6年度以降、新たに公募を準備するものについては、各種申合せ等に順次、適用していくことを予定しています。

4-25. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和5年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和5年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和4年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認

められますが、この場合は、令和5年度版チェックリストを令和5年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4-26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和5年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和5年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和4年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和5年度版研究不正行為チェックリストを令和5年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年

特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（iii）競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

（iv）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4-27. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究開発責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4-28. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究開発責任者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

4-29. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4-30. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4-31. JST からの特許出願について

本研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5-1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5-2. e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時まで、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務

分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

（2）e-Rad での応募申請

研究者による応募課題の提出

ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html）研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出【と研究機関事務代表者による承認】《研究機関の承認が不要の場合はこの部分は記載しないこと》が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、【事業担当】《メールアドレス等連絡先を適宜記載》まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

＜注意事項＞

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は【30】MB です《各事業で設定した上限値を記載してください（システム上の上限値は30MB）》。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当《メールアドレス等連絡先を適宜記載》へ問い合わせてください。
- ② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5-3. その他

- （1）府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）	E-mail : sip3-ristex@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-0132 受付時間 : 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○JST SIP ホームページ : <https://www.jst.go.jp/sip/index.html>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5-4. 具体的な操作方法と注意事項

（１） はじめに

- ・ e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上余裕を持ってください。e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。
- ・ 入力情報は「一時保存」が可能です。応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/?site_domain=default）をご参照ください。
- ・ 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください（e-Rad が混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため）。

（２） e-Rad への必要項目入力

（ i ） e-Rad へのログイン

ポータルサイト画面右上の「ログイン」をクリックして、提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時は、初回設定が求められます。

【注】 以降、最新の e-rad 画面と異なる場合がありますので、必ず最新のマニュアルでご確認ください



(ii) 公募の検索

グローバルメニューの①「新規応募」にカーソルを合わせた後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリックしてください。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリックしてください。



【検索条件】から簡易検索(制度名等で検索してください)し、応募をしたい公募の「応募する」をクリックしてください。

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: 公募名 [H30] [部分一致]

表示件数: 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア 検索

公開中の公募一覧

- 公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
- 応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

検索結果のダウンロード

1～1件 (全1件)

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関の承認の要否	締切日時	機関内締切日時	応募
2018	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「@」	研究者単位	不要	2018/〇/〇		応募する

1～1件 (全1件)

（iii）応募に当たっての注意事項

注意事項をよくご確認くださいの上、画面右下の「承諾して応募する」をクリックしてください。

（iv）応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブ名称をクリックすることでタブ間を移動します。

「研究開発課題名」には、「**提案書(様式1)**」の「**1.研究開発テーマ**」名を入力してください。

（記載例：a-1-1.STEAM 教育のためのコンテンツプラットフォームの構築/a-4-1.「新たな『学び』」に対応した評価手法の開発）

※公募名をよくご確認ください。

※研究開発課題（項目）名は採択者公表時に公開されます。

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

e-Rad

新規応募 ▾ 提出済の課題 ▾ エフォートの管理 ▾ その他 ▾

研究者 > 応募情報修正

お問合せ 操作マニュアル 経過時間 (00:14)

応募（修正）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名 戦略的イノベーション想像プログラム「@」

課題ID／研究開発課題名 必須 18006321 /

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況 ①～④のタブ

基本情報

研究期間（西暦） 必須 最短研究期間：1年 最長研究期間：6年
(開始) 年度から(終了) 年度まで

戻る 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容提案書のプレビュー 入力内容の確認

①「基本情報」タブ

The screenshot shows the 'Basic Information' (基本情報) tab selected in the e-Rad system. The interface includes the following elements:

- Navigation Tabs:** 基本情報 (highlighted), 研究経費・研究組織, 個別項目, 応募・受入状況.
- Basic Information Section:**
 - Research Period (西暦):** 必須. Includes fields for start year, start month, end year, and end month.
 - Main Research Field (研究分野(主)):** 必須. Includes a search button (研究の内容を検索) and a clear button (クリア).
 - Keywords (キーワード):** 必須. Includes a text input field, a delete button (削除), and a checkbox.
 - Research Field (副) (研究分野(副)を設定する):** Includes a dropdown menu (▼ 任意項目を表示).
 - Research Purpose (研究目的):** 必須. Text area with a 400-character limit.
 - Research Abstract (研究概要):** 必須. Text area with a 400-character limit.
- Basic Information Application Documents (基本情報-申請書類):**

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	

Buttons: 参照, クリア, 削除, アップロード.

■ 基本情報

研究期間(開始) : 2023(年度)

研究期間(終了) : 研究終了期間を入力して下さい（最長研究年度は 2027 年度まで）

研究分野(主・副)/研究の内容 :

「研究の内容を検索」をクリックし、別画面の検索から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容を一覧から選択。

研究分野(主・副)/キーワード :

1 行につき 1 つのキーワードを記入してください。必要に応じて行を追加してください。

研究目的 :「提案書(表紙)」の「6.研究開発テーマ要旨（目的と概要）」に記載した内容を転記してください。ただし、改行は行わないでください。

研究概要 :「研究目的」項目で入力したものと同一の記載を入力してください。

■ 基本情報-申請情報

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリックしてください。

②「研究経費・研究組織」タブ

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の15%)	-

2.年度別経費内訳

		2020年度	2021年度	合計
直接経費	設備費 必須	,000 円	,000 円	0 円
	材料・消耗品費 必須	,000 円	,000 円	0 円
	旅費 必須	,000 円	,000 円	0 円
	人件費・諸謝金 必須	,000 円	,000 円	0 円
	その他 必須	,000 円	,000 円	0 円
	小計	0 円	0 円	0 円
間接経費	ここでは「0」を入力ください。 必須	,000 円	,000 円	0 円
合計		0 円	0 円	0 円

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加
✖ 選択行の削除

研究者 を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部署/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 (千円) 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 10000142 基礎研 シヶ谷 (キソケン イチ ガヤ)	国立研究開発法人科学技術 研究部 主査/その他	なし	0 千円 0 千円				

行の追加
✖ 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する
▼ 任意項目を表示

■研究経費

「1.費目ごとの上限と下限」を確認の上、下記のように「2.年度別経費内訳」を記入してください。なお、①「基本情報」タブの「基本情報／研究期間」を先に入力しないと、「2.年度別経費内訳」での年度別の研究費入力が出来ません。

直接経費：「研究提案書」の「研究開発費計画」（様式 3）の「費目別の研究費計画(チーム全体)」のチーム全体の合計額(年度毎に千円単位)。

※直接経費の費目内訳は不要です。

間接経費：「研究提案書」の「研究開発費計画」（様式 3）の「費目別の研究費計画(チーム全体)」のチーム全体の合計額(年度毎に千円単位)。

※実際には委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に加え、間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。『間接経費の上限』は「3-3-2. 間接経費」（29 ページ）をご参照ください。

【注意点】

上図「研究経費・研究組織」タブの「2.年度別経費内訳」の枠は、①「基本情報」タブで入力した研究期間に応じて表示されます。

■研究組織

研究機関：複数機関に所属している場合は研究を行う機関を選んでください。

専門分野：ごく簡単に入力してください。

学 位：プルダウンから選択してください。

役割分担：「研究開発責任者」もしくは「主たる共同研究者」を入力。

直接経費：「研究提案書」の「研究開発費計画」（様式 3）の「研究開発機関別の研究費計画」の“代表研究開発機関における初年度(2023 年度)の研究費”(千円単位)。

間接経費：“0”(千円)を入力。

エフォート：提案が採択されると想定した場合の 2023 年度 8 月以降（2023 年 8 月～2024 年 3 月）のエフォートを入力。全仕事時間を 100 とした場合の、提案研究に充てる時間の割合を入力してください。入力する値は、以下の通りとしてください。

※「研究提案書」の「研究開発実施体制」（様式 2-2(主たる共同研究者は 2-3))と同値

なお、以下の点にご留意のうえ、入力してください。

- ・主たる共同研究者が存在する研究体制の場合は、画面下方の「行の追加」をクリックして現れる欄に入力してください。
- ・主たる共同研究者の e-Rad への登録が公募締切までに間に合わない場合は、暫定的に研究開発責任者に合算してください。応募完了後、入力のできなかった主たる共同研究者の研究者情報を速やかに巻末のお問い合わせ先までご連絡ください。

【注意点】

「■研究経費／2.年度別経費内訳」の項目の初年度(2023 年度)の額と、「■研究組織／2.研究組織情報の登録」の項目の研究開発責任者とすべての主たる共同研究者の合計額が同じにならないとエラーとなります。それぞれの項目の入力金額状況は「■研究組織／1.申請額（初年度）の入力状況」でご確認ください。

③「個別項目」タブ

画面に従って入力してください。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
所属区分	必須	☐ 国立大学、公立大学 ☐ 私立大学 ☐ 国立研究開発法人、独立行政法人 ☐ 国公立試験研究機関 ☐ 特別認可法人 ☐ 公益法人等 ☐ 民間企業 ☐ その他	
所属機関	必須		
所属部署	必須		
役職	必須		
連絡先区分	必須	☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他	
連絡先郵便番号（半角英数字）	必須		
連絡先住所	必須		
連絡先電話番号（半角英数字）	必須		
E-mailアドレス	必須		
【確認】提案書は、PDF変換後、「1.研究開発テーマ構想（様式1）」がA4用紙10頁以内であるか	必須	☐ 確認済み	
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科省大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。	
【確認】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。	
【確認】本研究提案が採択された場合、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わないことを誓約しますか。	必須	☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。	
【確認】本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。	必須	☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。	
【確認】研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。	必須	☐ 所属機関におけるプログラムを修了している。 ☐ JST事業等でeAPRIN((IBCITI))を修了している。 ☐ eAPRINダイジェスト版を修了している。（次項目入力必須）	
【確認】eAPRIN((IBCITI))ダイジェスト版を修了している場合、受調確認番号（数字7桁+ARD）を入力してください。（該当者は必須）			
研究開発テーマ構想名	必須		

【注意点】

- ・【確認】と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては「4-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（39 ページ）をご参照ください。
- ・eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している場合は、必ず受講確認書番号を入力してください。

④「応募・受入状況」タブ

作業は不要です。

（v）提案書の提出

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. At the top, there's a header with '2020年度 / 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) : 「IoT社会のエネルギーシステム」'. Below this, there's a form with several sections. The 'Basic Information' (基本情報) tab is selected. It contains fields for 'Topic/Research Topic' (課題ID/研究開発課題名), 'Research Period' (研究期間), 'Research Category' (研究分野), 'Keywords' (キーワード), and 'Research Purpose' (研究目的). A red box highlights the 'Confirm Input Content' (入力内容の確認) button at the bottom right.

画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、入力画面最上部および当該項目にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブおよび当該項目に×マークが表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下の「この内容で提出」をクリック(実行が完了するまでに時間がかかる場合があります)。

応募（入力内容の確認）

入力内容を確認して、よろしければ、「この内容で提出」ボタンを押してください。
修正がある場合は、「戻る」ボタンを押してください。

[基本情報](#) [研究経費](#) [研究組織](#) [個別情報](#) [応募・受入状況](#)

公募年度／公募名	2020 年度 / 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「@@」
課題ID／研究開発課題名	18006321/見本

基本情報

新規継続区分	新規
研究期間（西暦）	(開始)2018～(終了)2023年度
研究分野(主)	研究の内容 植物栄養学、土壌学
	キーワード 見本
研究分野(副)	研究の内容
	キーワード 見本
研究目的	見本
研究概要	見本

申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名

戻る 応募内容提案書のプレビュー **この内容で提出**

提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで研究提案書は JST へ提出されたこととなります。提出後は、下記「応募情報状況の確認」の通り、正常に応募が完了していることを確認してください。

なお、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。

第6章 よくある問い合わせ事項（Q&A）

（応募に対する所属機関の事前承諾について）

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行って下さい。

（応募者の要件について）

Q 非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。なお、研究開発実施期間中に研究開発責任者が定年を迎える場合、提案書の【その他特記事項】に、定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接審査にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接審査時に可能であれば、所属（もしくは予定している）機関の長による学内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることもあります。所属機関長とは学長、理事長等であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

（重複応募について）

Q 「研究開発責任者」として応募し、かつ他の応募提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 応募は可能ですが、それらの応募提案が採択候補となった際に、研究開発内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する等の調整を行うことがあります。

（重複応募について）

Q JST 公募の他事業に応募していますが、SIP に応募できますか。

A 応募は可能ですが、不合理な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合があります。

（採択後の異動について）

第6章 よくある問い合わせ事項（Q&A）

Q 研究開発実施中に研究開発責任者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A PD の承認を得ることができ、当該研究開発が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、研究開発責任者が異動先の機関で研究開発を継続することも、研究開発責任者を変更して、同一機関で引き続き研究開発を継続することも可能です。異動が発生する場合は、研究推進法人に事前に連絡を行ってください。

Q 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、SIP の研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A PD が、所属研究機関の変更について妥当と判断した場合は、変更後の研究機関への設備等の移動が認められる場合があります。

（研究開発費の記載について）

Q 研究開発責任者応募提案書に、研究開発費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。

A 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や研究開発グループごとの研究開発費計画を研究開発責任者応募提案書の所定の様式に記載して下さい。また、面接審査の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を依頼する場合があります。

（研究開発実施体制・予算配分について）

Q 研究開発実施体制のグループ編成及びグループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究開発テーマ構想に対する実施体制が、研究開発責任者の担う役割が中心ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発テーマ構想におけるグループの役割・位置づけが不明、グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究開発責任者応募提案書に記載した研究開発実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。

第6章 よくある問い合わせ事項（Q&A）

- A 研究開発責任者応募提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう提案時に慎重に検討下さい。なお、研究開発責任者採択時に PD からの指示により変更を依頼することはあります。

（人件費について）

- Q 直接経費で人件費の対象とならないのは、どのような場合ですか。

- A 「研究開発責任者」及び「主たる共同研究者」の人件費は直接経費の対象ではありません。

（研究開発費の使途について）

- Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

- A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。但し、研究推進法人が許可をした場合は可能です。

（委託研究契約について）

- Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、「研究開発責任者」の所属機関を介した「再委託」※の形式をとるのですか。

※ 研究契約における「再委託」とは、研究開発責任者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

- A JST では研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、「研究開発責任者」及び「主たる共同研究者」が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

- Q 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

- A 複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。この際、一定の要件を満たすことで研究機関の判断による繰越を可能にする等、手続きを簡便なものとしています。

（その他）

- Q 面接審査会を実施する場合、代理に面接審査を受けさせてもいいですか。あるいは、面接審査の日程を変更してもらうことはできますか。

- A 面接審査時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。

第6章 よくある問い合わせ事項 (Q&A)

Q 提案書の様式にある研究者番号とは何ですか。

A 科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad（府省共通研究開発管理システム〔<http://www.e-rad.go.jp/>〕）へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。応募は e-Rad より行うこととなりますが、科学研究費補助金研究者番号の有無に関わらず、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がない方は、所属研究機関の担当者、もしくは e-Rad ヘルプデスク（63 ページ）に問い合わせして下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

Q 取得した設備等物品の所有権は、誰に帰属しますか。

A «大学等の場合»

JST が支出する研究開発費により機関が取得した設備等については、機関に帰属するものとします。

«企業等の場合»

平成 29 年度以降、JST が支出する研究開発費により企業等が取得した物品のうち、取得価額が 50 万円以上 かつ使用可能期間が 1 年以上の設備等の所有権は、JST に帰属し、取得価額が 50 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のものの所有権については企業に帰属するものとします。

50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の設備等（有形固定資産）は、研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。ただし、耐用年数経過前（研究期間終了時等）であっても、引き続き、本研究の応用等の目的に使用されることを前提として買い取ることが可能です。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適正に管理してください（研究開発以外の業務に使用することはできません）。

研究開発責任者応募提案書様式

機密 2

(SIP - 表紙)

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)

課題名：ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築

研究開発責任者応募提案書

青字斜体の文言は記入例または注釈になります。提出時は削除してください。

1. 研究開発テーマ (複数選択可) ※1	a-1-1. STEAM 教育のためのコンテンツプラットフォームの構築 a-4-1. 「新たな『学び』」に対応した評価手法の開発	
2. 研究開発テーマ 構想名	(応募する研究開発テーマに基づき提案する研究開発内容がイメージ できる名称とすること、30 字以内)	
3. 研究開発責任者 応募者氏名		
4. 研究者番号	(e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を 記載して下さい。)	
5. 所属機関・部 署・役職		
6. 研究開発テーマ 要旨 (目的と概要)	400 字程度で「研究開発テーマ構想」(SIP - 様式 1) の要点(目的 と概要)をまとめて下さい。	
7. 研究開発期間※2	2023 年度研究開発開始～20〇〇年度研究開発終了	
8. 研究開発費規模 ※3 (間接経費含む)	初年度〇〇, 〇〇〇千円 (千円未満は四捨五入して下さい)	研究開発費総額 〇〇, 〇〇〇千円 (千円未満は四捨五入して下さい)

※1：公募要領「2-1. 研究開発責任者を公募する研究開発テーマ」を参照し、該当する研究開発テーマを転記してください(複数選択可)。

※2：研究開発期間は提案時における当面の研究開発目標達成までの期間です。最長は 2027 年度までです。

※3：左欄に初年度の研究費を、右欄に研究開発期間における研究開発費総額を記載して下さい。どちらも間接経費を含む総額になります。JST からの委託費見込金額を記入願います。

1. 研究開発テーマ構想

(作成に当たって注意)

- ・ 公募要領「第 1 章 1-1. 公募・選考にあたってのプログラムディレクターの考え方」及び「第 2 章 2-7-3. 選考の観点」を必ず確認してください。
- ・ 評価者が理解しやすいように記述して下さい。そのため、必要に応じて図や表も用いて下さい。
- ・ 様式 1、(1)～(5)について、A4 用紙で **10 ページ以内 (厳守)** にまとめて下さい。
- ・ 提案書全体の枚数によらず e-Rad へアップロードできるファイルの最大容量は 10 MBです。ご注意下さい。
- ・ 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

(1) Society 5.0 として目指すべき社会

提案者が考える理想的な未来社会像を簡潔に記載してください。

(2) 研究開発の実施内容

提案する研究開発について、中心的に実施することと、進捗によって挑戦したいことを、それぞれ記載してください。記載に当たっては、目的・意義を明確にし、その重要性・緊急性について社会的背景を踏まえて記載してください。そして、当該研究開発に取り組むことで、どのようなイノベーションがおり、戦略及び計画に掲げる社会像及び(1)で記載した未来社会像の実現に貢献できるか記載してください。また、現在、現場で感じている課題と、本研究開発構想を通して、どのように現場を変革し、理想的な未来社会像を実現したいか具体的に記載してください。

(3) 研究開発の実施方法

研究開発期間における具体的な体制、進め方（手段・プロセス）、運営方法や運営に係る工夫等について記載してください。他の研究開発テーマの研究開発実施者と取り組みたいことがありましたら記載してください。また、研究開発を推進するにあたり、予想される問題点とその解決策を記載して下さい。その他、想定される基盤となる技術シーズ等がある場合、その内容と、それをどのように利用して本研究開発に寄与させるのか具体的に記載してください。

(4) 研究開発の独創性・新規性

関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、本研究構想の独創性、新規性や優位性を示してください。

(5) 社会実装に向けた戦略・取組等

本研究開発構想によって得られた成果を社会実装するにあたり、課題となる点と、それに対して現在想定している戦略や取組について具体的に記載してください。また、本研究開発によって得られる、研究開発体制、装置、ノウハウは、研究終了後も持続的に活用されることが期待されています。研究開発終了後の活用について検討していることがあれば記載して下さい。

2-1. 研究開発テーマ実施体制 1

(実施体制の構成図)

※研究開発テーマの実施体制については、採択後に見直しをお願いすることがあります。

※様式は問いませんが、役割、相関関係をわかりやすく示してください。

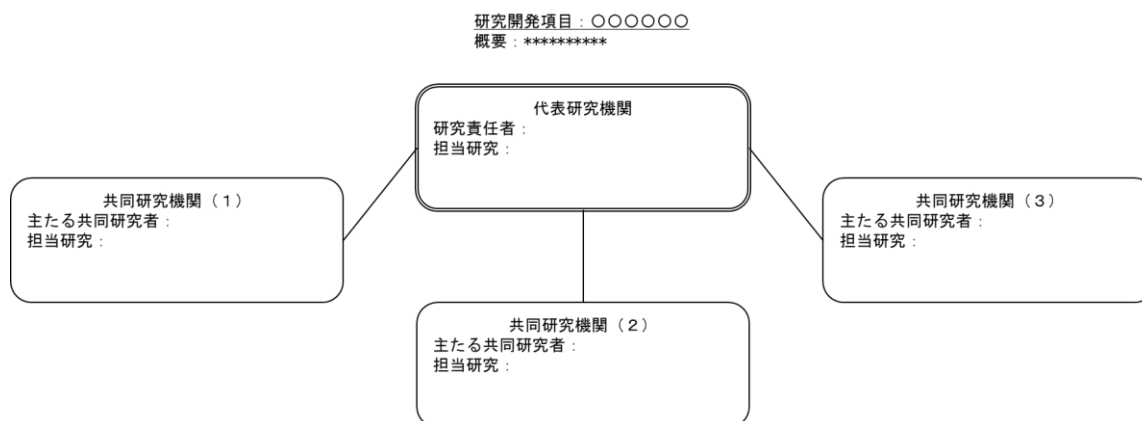
※研究開発テーマの構成が簡単に分かるように、A4 用紙 1 枚程度に図示してください。

※研究開発責任者が属する機関を代表研究開発機関とし、それ以外の機関を共同研究開発機関として下さい。

※それぞれの機関の研究開発の責任者の氏名と、その機関が担当する研究開発内容の概要を記載して下さい。

- ・ 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

<例>



2-2. 研究開発テーマ実施体制 2

(代表研究開発機関の研究開発実施体制)

※研究開発責任者が所属する研究機関における研究開発参加者を記入して下さい。

※代表研究開発機関の「研究開発題目」の研究開発実施体制において、他機関に所属する研究者等を加えることも可能です。その場合は、「所属部署・役職」の欄に、所属機関名から記載してください。

※研究開発責任者と同じ所属機関の研究開発参加者が、代表研究開発機関の研究実施項目及び概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、共同研究開発機関として研究開発実施体制 3 (SIP- 様式 2-3) に記入しても結構です。

※学生が参加する場合は、参加予定の全ての学生の氏名等について記載してください。

- ・ 青字斜体の文言は記入例または注釈になります。提出時は削除して下さい。

代表研究開発機関

(記入例)

研究機関名	〇〇大学大学院			
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (研究開発責任者のみ)
研究開発責任者	〇〇 〇〇	* * 研究科 教授		〇〇%
* * の開発に従事	〇〇 〇〇	* * 研究科准教授		—
* * の開発に従事	〇〇 〇〇	* * 研究科助教		—

- ・ エフォートには、研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記入して下さい。
- ・ 代表研究開発機関の構成メンバーについては、その果たす役割等について十分検討して下さい。
- ・ 研究開発参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 〇名」といった記述でも結構です。
- ・ 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加して下さい。

○ 特記事項

特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長など）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由を記入して下さい。

研究開発責任者応募提案書様式

○ 研究開発題目及び概要

- ・ 研究開発題目

- ・ 研究開発概要

代表研究開発機関が担当する研究の概要を簡潔に記載して下さい。

- ・ 研究開発構想における位置づけ

研究構想を実現するために研究開発責任者が果たす役割等を記載して下さい。

2-3. 研究開発テーマ実施体制 3

(共同研究開発機関の研究開発実施体制)

※研究開発責任者の所属機関以外の研究機関（共同研究開発機関）の研究者が加わる場合、その研究開発参加者を研究機関ごとに記入して下さい。

※共同研究開発機関の「研究開発題目」の研究開発実施体制において、他機関に所属する研究者等を加えることも可能です。その場合は、「所属部署・役職」の欄に、所属機関名から記載してください。

※産学官からの様々な研究機関を共同研究開発機関とすることが可能です。ただし JST と委託研究契約が締結できることが条件です。

※共同研究開発機関の数に上限はありませんが、研究開発構想の遂行に最適で必要な研究開発実施体制を編成して下さい。研究開発責任者が担う役割が中心でない、共同研究開発機関の役割・位置づけが不明である研究開発チームの編成は、研究開発実施体制としては不適切です。

- ・ 青字斜体の文言は記入例または注釈になります。提出時は削除して下さい。

共同研究開発機関 (1)

(記入例)

研究機関名	(独) ◇◇研究所			
所属研究機関コード ¹	e-Rad所属研究機関コード			
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同研究者	〇〇 〇〇	**G 主任研究員		〇〇%
研究者番号 ²⁾	12345678			
* * の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—
* * の開発に従事	〇〇 〇〇	研究員		—

1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)

2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。取得していない場合は未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)

3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。

○ 研究開発題目及び概要

- ・ 研究開発題目

- ・ 研究開発概要

本共同研究開発機関が担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。

- ・ 研究開発構想における位置づけ・必要性

研究開発構想を実現するために本共同研究開発機関が必要不可欠であること
の理由、位置づけ（研究開発責任者及び代表研究開発機関等との役割等の関係
を含む）等を記載して下さい。

共同研究開発機関 (2)

- ・ (記入例) 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

研究機関名	(株) ◇◇			
所属研究機関コード ¹⁾	所属研究機関コード			
担当	氏名	所属部署・役職	専門	エフォート (主たる共同研究者のみ)
主たる共同研究者	○○ ○○	開発部 部長		○○%
研究者番号 ²⁾	87654321			
* * の開発に従事	○○ ○○	研究員		—
* * の開発に従事	○○ ○○	研究員		—

1) 主たる共同研究者のみ、所属先のe-Rad所属研究機関コードを記載して下さい。取得していない場合は、未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)

2) 主たる共同研究者は、e-Radへ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載して下さい。取得していない場合は未記載でかまいません。(ただし採択後、取得が必要になります)

3) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加・削除して下さい。

○ 研究開発題目及び概要

- ・ 研究開発題目

- ・ 研究開発概要

本共同研究開発機関が担当する研究開発の概要を簡潔に記載して下さい。

- ・ 研究開発構想における位置づけ・必要性

研究開発構想を実現するために本共同研究開発機関が必要不可欠であることの理由、位置づけ(研究開発責任者及び代表研究開発機関等との役割等の関係を含む)等を記載して下さい。

○ 研究開発進捗による研究開発実施体制変更について

研究開発が順調に進捗し、開始当初は参画の必要がないが、進捗につれて新規な共同研究機関が必要になると予想される場合に、増強分野・個別テーマ・時期等について記入して下さい。（候補者の名前を記入する必要はありません）。

3. 研究開発費計画

- ・ 当初の研究開発期間における「研究開発テーマ全体の年次計画概要」、研究開発体制全体と実施期間毎の「費目別の研究開発費計画」、個別テーマ別及び研究開発別の研究開発費計画を年度ごとに記入して下さい。
- ・ 面接審査の対象となった際には、さらに追加資料を提出していただく場合がございます。
- ・ 採択後、PD の指示のもと、改めて研究開発実施計画・研究開発費計画を立案いただきます。
- ・ 採択された後の研究開発実施計画、研究開発費は、PD のマネジメント、予算状況、中間評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。
- ・ 研究開発実施体制は、研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案して下さい。支援グループを編成する場合、その必要性や予算配分の妥当性、コストパフォーマンス等も重要な選考の観点となります。
- ・ 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

- ・ (記入例) 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。
- 研究開発テーマ全体の年次計画概要 (線表)
実施項目ごとに、実施機関が分かるように記載してください。また、線表の下にJSTからの委託費配分見込額 (間接経費含む) を記載してください。

[単位 : 千円]

	初年度 (2023. 8～ 2024. 3)	2年度 (2024. 4～ 2025. 3)	3年度 (2025. 4～ 2026. 3)	4年度 (2026. 4～ 2027. 3)	終年度 (2027. 4～ 2028. 3)	合計
1. ○○の研究 開発	←○○の準備(○○大学)○○千円→					
1-1. ○○の調 査 (○○大 学)	←○○千円→					
1-2. ○○の開 発 (○○大 学)		←○○の事前検討 (○○会社)○○千円→				
2. ○○の研究 開発						
2-1. ○○の分 析 (○○会 社)		←○○千円→				
・ ・ ・ ・						
合計						

- 研究開発機関別の研究開発費計画
- 参画する研究開発機関ごとに、JST からの委託費予算配分の計画（間接経費含む）を記載して下さい。
- 参画する機関数に応じて適宜行数を調節してください。
- （記入例）・ 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

[単位：千円]

研究機関名	初年度 (2023. 8～ 2024. 3)	2年度 (2024. 4～ 2025. 3)	3年度 (2025. 4～ 2026. 3)	4年度 (2026. 4～ 2027. 3)	最終年度 (2027. 4～ 2028. 3)	合計
代表研究開発機関	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	30, 000
共同研究開発機関 (1)	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	30, 000
共同研究開発機関 (2)	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	18, 000
(JST委託費) 合計	26, 000	26, 000	26, 000	26, 000	26, 000	78, 000

(記入例) 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

○ 費目別の研究開発費計画 (研究開発体制全体)

[単位：千円]

	初年度 (2023. 8～ 2024. 3)	2年度 (2024. 4～ 2025. 3)	3年度 (2025. 4～ 2026. 3)	4年度 (2026. 4～ 2027. 3)	最終年度 (2027. 4～ 2028. 3)	合計
直接経費	設備費 ¹⁾	0	0	0	0	0
	材料・消耗品費 ²⁾	10, 400	10, 400	10, 400	10, 400	52, 000
	旅費 ³⁾	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	12, 500
	人件費・諸謝金 ⁴⁾ (研究員等の数)	7, 500 (3)	7, 500 (3)	7, 500 (3)	7, 500 (3)	37, 500
	その他 ⁵⁾	2, 842	2, 842	2, 842	2, 842	14, 210
	直接経費合計	23, 242	23, 242	23, 242	23, 242	116, 210
	間接経費 ⁶⁾	2, 758	2, 758	2, 758	2, 758	13, 790
	合計	26, 000	26, 000	26, 000	26, 000	130, 000

・ 特記事項

研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

- 1) 設備費：設備を購入するための経費
- 2) 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
- 3) 旅費：研究開発代表者や研究開発参加者の旅費
- 4) 人件費・諸謝金：研究員・技術員・研究補助者等の人件費、諸謝金
(研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研究補助者の人数
- 5) その他：上記以外の経費 (研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等)
- 6) 間接経費：参画機関により間接経費率が異なる場合があります。ご注意ください。
(公募要領 P. 29 参照)

(記入例) 青字斜体の文言は注釈になります。提出時は削除して下さい。

共同研究開発機関毎に、この表を作成願います。

○ 費目別の研究開発費計画 (研究開発機関毎)

研究機関名: ○○○大学, 代表研究機関

間接経費比率: 15%

[単位: 千円]

	年度 (2023. 8～ 2024. 3)	2年度 (2024. 4～ 2025. 3)	3年度 (2025. 4～ 2026. 3)	4年度 (2026. 4～ 2027. 3)	最終年度 (2027. 4～ 2028. 3)	合計
直接経費	設備費 ¹⁾	0	0	0	0	0
	材料・消耗品費 ²⁾	4, 000	4, 000	4, 000	4, 000	20, 000
	旅費 ³⁾	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	5, 000
	人件費・諸謝金 ⁴⁾ (研究員等の数)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	12, 500
	その他 ⁵⁾	1, 196	1, 196	1, 196	1, 196	5, 980
	直接経費合計	8, 696	8, 696	8, 696	8, 696	43, 480
	間接経費 ⁶⁾	1, 304	1, 304	1, 304	1, 304	6, 520
	合計	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	50, 000

・ 特記事項

研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

- 1) 設備費: 設備を購入するための経費
- 2) 材料・消耗品費: 材料・消耗品を購入するための経費
- 3) 旅費: 研究開発代表者や研究開発参加者の旅費
- 4) 人件費・諸謝金: 研究員・技術員・研究補助者等の人件費、諸謝金
(研究員等の数): 研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研究補助者の人数
- 5) その他: 上記以外の経費 (研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等)
- 6) 間接経費: 研究開発機関により間接経費率が異なる場合があります。ご注意ください。(公募要領 P. 29 参照)

(記入例) 青字斜体の文言は記入例になります。提出時は削除して下さい。

共同研究開発機関毎に、この表を作成願います。

- 費目別の研究開発費計画 (研究開発機関毎)

研究機関名：△△△株式会社、共同研究機関 (1)

間接経費比率：10%

[単位：千円]

		初年度 (2023. 8～ 2024. 3)	2年度 (2024. 4～ 2025. 3)	3年度 (2025. 4～ 2026. 3)	4年度 (2026. 4～ 2027. 3)	最終年度 (2027. 4～ 2028. 3)	合計
直接経費	設備費 ¹⁾	0	0	0	0	0	0
	材料・消耗品費 ²⁾	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	10, 000
	旅費 ³⁾	500	500	500	500	500	2, 500
	人件費・諸謝金 ⁴⁾ (研究員等の数)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	2, 500 (1)	12, 500
	その他 ⁵⁾	455	455	455	455	455	2, 275
	直接経費合計	5, 455	5, 455	5, 455	5, 455	5, 455	27, 275
	間接経費 ⁶⁾	545	545	545	545	545	2, 725
	合計	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	30, 000

・特記事項

研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

- 1) 設備費：設備を購入するための経費
- 2) 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
- 3) 旅費：研究開発代表者や研究開発参加者の旅費
- 4) 人件費・諸謝金：研究員・技術員・研究補助者等の人件費、諸謝金
(研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研究補助者の人数
- 5) その他：上記以外の経費 (研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等)
- 6) 間接経費：参画機関により間接経費率が異なる場合があります。ご注意ください。
(公募要領 P. 29 参照)

4. 論文・著書リスト（研究開発責任者・主たる共同研究者）

○ 主要文献

著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙 1 ページ程度で現在から順に発表年次を過去に遡って記入して下さい。記載項目は上記の通りであり、書式は任意です。

- ・ 研究開発責任者

- ・ 主たる共同研究者

○ 参考文献

著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

上記以外にも提案を理解する上で必要な関連文献がありましたら挙げて下さい。記載項目は上記の通りであり、書式は任意です。

- ・ 研究開発責任者

- ・ 主たる共同研究者

5. 特許リスト（研究開発責任者・主たる共同研究者）

○ 主要特許

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

*近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、
A4 用紙 1 ページ程度で記入して下さい。*

- ・ 研究開発責任者

- ・ 主たる共同研究者

6. 他制度での助成等の有無

研究開発責任者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入して下さい。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<ご注意>

- ・「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、公募要領の「4-2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照して下さい。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡して下さい。

(記入例)

研究開発責任者（応募者）：氏名 〇〇 〇〇

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表 / 分担)	(1) 本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) 〃 (2022 年度実績) (3) 〃 (2023 年度予定) (4) 〃 (2024 年度予定)	エフ ォ ー ト ⁴⁾ (%)
科学研究費補助金 基 盤研究 (S)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	2020. 4 — 2024. 3	代表	(1) 100, 000 千円 (2) 25, 000 千円 (3) 25, 000 千円 (4) 5, 000 千円	20
NEDO 次世代材料評価 基盤技術開発	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	2020. 4 — 2024. 3	分担	(1) 32, 000 千円 (2) 8, 000 千円 (3) 8, 000 千円 (4) 8, 000 千円	10
(申請中) 〇〇財団 〇〇研究助成	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	2023. 4 — 2025. 3	代表	(1) 15, 000 千円 (2) 5, 000 千円 (3) 10, 000 千円 (4) —	5
・ ・ ・ ⁵⁾	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

- 1) 現在受けている、または採択が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等に記載して下さい（「制度名」の欄に「（申請中）」などと明記して下さい）。

2) 「役割」は、代表または分担等に記載して下さい。

3) 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載して下さい。

4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100% とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載して下さい【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。本制度に採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。申請中のものは採択された場合のエフォートを記載してください。

5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(前ページより続く)

(記入例)

主たる共同研究者：氏名 ◇◇ ◇◇

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表 / 分担)	(1) 本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) " (2022 年度実績) (3) " (2023 年度予定) (4) " (2024 年度予定)	エフオ ート ⁴⁾ (%)
NEDO 次世代材料評価 基盤技術開発	◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ (◇◇ ◇◇)	2022. 4 — 2024. 3	代表	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	20
. . . ⁵⁾	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .

(記入例)

主たる共同研究者：氏名 □□ □□

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表 / 分担)	(1) 本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) " (2022 年度実績) (3) " (2023 年度予定) (4) " (2024 年度予定)	エフオ ート ⁴⁾ (%)
科学研究費補助金 特定領域	□□□□□□□□ □□□□□ (□□ □□)	2019. 4 — 2024. 3	分担	(1) 25,000 千円 (2) 5,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	15
. . . ⁵⁾	. . .	. . .	. . .	. . .	. . .

1) ～4) については前ページのカッコ内をご参照下さい。

5) 必要に応じて行を増減して下さい。

7. 応募者の略歴

研究開発責任者 氏名	
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教員：〇〇〇〇教授) 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教員：〇〇〇〇教授) 【記入必須※】 平成〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得 ※ 利害関係にある評価者の排除のため、指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載して下さい。
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇について研究

8. 人権の保護および法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述して下さい。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

なお、該当しない場合には、その旨記述して下さい。

9. その他特記事項

- ・ SIP に応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他について、自由に記入して下さい。
- ・ 海外の研究機関を研究開発実施体制に加える場合は、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記入して下さい。
- ・ 研究開発実施場所が現在の所属機関と異なる場合は、その理由を記入して下さい。
- ・ 特筆すべき受賞歴等がある場合には、必要に応じてこちらに記入して下さい。
- ・ 研究開発実施期間中に研究開発責任者が定年を迎える場合、定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接審査にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接審査時に、所属（もしくは予定している）機関の長による学内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることがあります。所属機関長とは学長、理事長等のことを指し、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長を指すものではありません。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター（RISTEX）

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

課題名：ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現する

プラットフォームの構築

E-mail : sip3-ristex@jst.go.jp

また、SIP の公募ホームページ

<https://www.jst.go.jp/sip/pos/koubo.html>

に最新の情報を掲載しますので、併せてご参照下さい。

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になること、予めご了承下さい。